

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-536137(P2004-536137A)
 【公表日】平成16年12月2日(2004.12.2)
 【年通号数】公開・登録公報2004-047
 【出願番号】特願2003-515195(P2003-515195)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 33/40 (2006.01)
A 6 1 K 33/22 (2006.01)
A 6 1 K 47/02 (2006.01)
A 6 1 K 47/30 (2006.01)
A 6 1 K 47/36 (2006.01)
A 6 1 P 17/00 (2006.01)
A 6 1 P 17/02 (2006.01)
A 6 1 P 17/04 (2006.01)
A 6 1 P 17/06 (2006.01)
A 6 1 P 27/02 (2006.01)
A 6 1 P 27/14 (2006.01)
A 6 1 P 29/00 (2006.01)
A 6 1 P 31/04 (2006.01)
A 6 1 P 37/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 33/40
 A 6 1 K 33/22
 A 6 1 K 47/02
 A 6 1 K 47/30
 A 6 1 K 47/36
 A 6 1 P 17/00 1 0 1
 A 6 1 P 17/02
 A 6 1 P 17/04
 A 6 1 P 17/06
 A 6 1 P 27/02
 A 6 1 P 27/14
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 31/04
 A 6 1 P 37/08

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

約0.02重量%～約0.20重量%の亜塩素酸塩化合物および約0.005重量%～約0.01重量%のペルオキシ化合物を含有し、pHが約7.0～約7.8である、生物

の目に直接適用する抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 2】

前記亜塩素酸塩化合物が亜塩素酸金属である、請求項 1 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 3】

前記亜塩素酸塩化合物の金属がナトリウム、カリウム、カルシウム、およびマグネシウムからなる群から選択される、請求項 2 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 4】

前記ペルオキシ化合物が過酸化水素である、請求項 1 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 5】

非イオン性ポリマー潤滑剤、陰イオン性ポリマー潤滑剤、およびそれらの混合物からなる群から選択される潤滑剤を更に含む、請求項 1 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 6】

ブロック重合体を基剤とする界面活性剤を更に含む、請求項 5 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 7】

亜塩素酸ナトリウムを 0.005 重量% ~ 0.10 重量%と、
過酸化水素を 0.005 重量% ~ 0.01 重量%と、
潤滑剤を 0.05 重量% ~ 0.2 重量%と、
ホウ酸を 0.15 重量%と、
塩化ナトリウムを 0.75 重量%と、
界面活性剤を 0.05 重量% ~ 0.2 重量%と、
HCl または NaOH を pH 調整用の分量と、
精製水を容積を合わせるのに十分な量とで含有する、請求項 6 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 8】

約 0.001 重量% ~ 約 0.50 重量% のヒアルロン酸を更に含む、請求項 7 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 9】

約 0.02 重量% ~ 約 0.20 重量% の亜塩素酸塩化合物および約 0.005 重量% ~ 約 0.01 重量% のペルオキシ化合物を含有し、pH が約 7.0 ~ 約 7.8 である、コンタクトレンズを洗浄するために生物の目に入った前記コンタクトレンズに直接適用する抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 10】

前記亜塩素酸塩化合物が亜塩素酸金属である、請求項 9 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 11】

前記亜塩素酸塩化合物の金属がナトリウム、カリウム、カルシウム、およびマグネシウムからなる群から選択される、請求項 10 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 12】

前記ペルオキシ化合物が過酸化水素である、請求項 9 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 13】

非イオン性ポリマー潤滑剤、陰イオン性ポリマー潤滑剤、およびそれらの混合物からなる群から選択される潤滑剤を更に含む、請求項 9 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 14】

ブロック重合体を基剤とする界面活性剤を更に含む、請求項 13 に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項 15】

亜塩素酸ナトリウムを0.005重量%～0.10重量%と、
過酸化水素を0.005重量%～0.01重量%と、
潤滑剤を0.05重量%～0.2重量%と、
ホウ酸を0.15重量%と、
塩化ナトリウムを0.75重量%と、
界面活性剤を0.05重量%～0.2重量%と、
HClまたはNaOHをpH調整用の分量と、
精製水を容積を合わせるのに十分な量とで含有する、請求項13に記載の抗菌性液体眼科用組成物。

【請求項16】

約0.001重量%～約0.50重量%のヒアルロン酸を更に含む、請求項15に記載の抗菌性液体眼科用組成物。